

ため池等防災力強化事業実施要綱

	令和4年3月28日付け	農整第 1469号
最終改正	令和5年5月26日付け	農整第 322号

第1 総則

岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け農計第24号農政部長通知）別表第1の表1団体営土地改良事業の17の項に掲げる事業（ため池等防災力強化事業）（以下「本事業」という。）の実施に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日付け岐阜県規則第8号）、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知）によるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 趣旨

近年、施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業生産活動の基盤となる農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくほか、緊急時の迅速な避難行動や農業水利施設の適切な保安全管理に資する取り組みを実施することが大切である。

一方、平成30年7月豪雨を受け、国の要請により当時の全てのため池について緊急点検を行ったところであるが、この結果、現状の利用形態から廃止が望ましいと思慮されたものが存在していることが新たに判明した。

このため、かんがい用の水源が他に十分あるため池や、善良な管理者の注意を持って管理されていないため池については、将来の危険に備え、管理者等と調整のうえ、ため池の廃止を進めるとともに、防災重点農業用ため池の浸水想定区域図等の作成、用地調査や緊急的な防災対策を支援していくものである。

また、農業用ため池や農地防災ダム等の農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められている。

このため、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図っていくものである。

第3 対象施設

次の要件に該当するものとする。

- 1 ため池の廃止は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条第1項の規定により指定された農業用ため池（以下「防災重点農業用ため池」という）のうち、受益面積2ha未満のため池及びその他知事が特に必要と認めるため池
- 2 浸水想定区域図等の作成、用地調査及び緊急的な防災対策は、防災重点農業用ため池
- 3 流域治水対策は、治水協定ダム（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結している農業用ダムをいう。以下同じ。）及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池

第4 事業内容

1 調査事業

（ア）浸水想定区域図等の作成

防災重点農業用ため池に係る浸水想定区域図等の作成及び作成のために必要な調査、試験、測量の実施

（イ）用地調査

ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

2 整備事業

- (ア) ため池の廃止
災害発生防止に必要なため池の廃止の実施
- (イ) 緊急的な防災対策
洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施
- (ウ) 流域治水対策
治水協定ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池に対する取組への支援

第5 補助率

本事業に要する経費は、別表1の定めるところによる。

第6 事業主体等

- 1 本事業は、市町村又は対象施設の管理者又は所有者であって知事が適当と認める団体が行うものとする。
- 2 県は、本事業の事業主体に対し、情報の提供及び助言等を積極的に行うものとする。

第7 事業計画書等の提出

- 1 本事業を実施しようとするときは、事業実施申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。この場合においては、国庫補助事業の実施要件により必要な場合は、当該申請書に追加資料を添付する。
- 2 知事は、前項の申請があった場合、その申請に係る計画の内容を審査し、岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領第2の事務を進めるものとする。

第8 事業計画の変更

事業主体は、次のいずれかに該当する事業計画の変更がある場合は、その都度、知事に諮るものとする。

- 1 工事計画の著しい変更
- 2 事業費の30パーセント以上の増減(調査事業においては10パーセント以上の増減)

第9 事業結果の報告等

事業者は、本事業が終了したときは、事業実績書(様式第2号又は様式第3号)を農林事務所長に提出するものとする。

第10 その他

本事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月26日から適用する。

別表 1

区分		国	県	地元	
1 調査事業	(ア) 浸水想定区域図等作成	定額	-	-	
	(イ) 用地調査	一般地域	5 0 %	2 1 %	2 9 %
		中山間地域	5 5 %	2 1 %	2 4 %
2 整備事業	(ア) ため池廃止	定額	-	-	
	(イ) 緊急的な防災対策	定額	-	-	
	(ウ) 流域治水対策	5 0 %	-	5 0 %	